

招集期日 平成23年11月1日（火曜日） 第8日

招集場所 入間市庁舎（B棟）5階全員協議会室

開 会 11月1日（火曜日）午前 9時30分

散 会 11月1日（火曜日）午前11時29分

出席委員	委員長	金子俊雄	副委員長	永澤美恵子
	委員	石田芳夫	委員	小出亘
	委員	金澤秀信	委員	関谷真奈美
	委員	横田淳一	委員	小島清人
	委員	齋藤國男		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 区画整理部長 水道部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員	都築敏夫	高山勇
	玉井栄治	沼井俊明
	佐藤大輔	

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

今日は、まず26日に審査を行いました議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、答弁の訂正の申し出がありましたので、横田区画整理部長より訂正を願います。

区画整理部長 おはうございます。貴重なお時間をいただき、大変ありがとうございます。10月26日の決算特別委員会で実施していただきました議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、金澤委員さんの道路占用に関する質疑に対する答弁に誤りがございましたので、訂正をお願いするものでございます。

ガス管等の道路占用料についてのご質疑に対し、狭山台土地区画整理事業区域内での道路占用料は取っていないとご答弁申し上げましたが、会議終了後、確認したところ、平成20年度に道路認定をし、平成21年度より徴収をしておりました。大変申しわけございませんでした。

また、道路占用料の徴収の時期につきましては、平成20年12月議会の質疑の中で、土地区画整理事業の場合、道路整備率がおおむね60から70パーセントになりましたら一括して道路認定をし、占用料を徴収すると答弁しております。狭山台につきましては、平成19年度末に道路整備率が67.4パーセントになったため、一括して道路認定し、道路占用料を徴収しているところでございます。

なお、ガス管等の道路占用料につきましては、平成21年度には300万2,776円、平成22年度につきましては310万1,230円の占用料となっております。

大変申しわけございませんでした。以上のとおり訂正をさせていただきます。よろしくご配慮賜りますようお願い申し上げます。

委員長 ただいまの訂正について、何かございますか。

金澤委員 何かというよりも、しっかりと占用料、ガス管理設物ですね、取っていただいているということで、今現状、約300万円前後の数字で推移しているというふうに答弁ありましたけれども、今後も大体そのような、同様の金額で推移していくと考えてよろしいわけですね。

区画整理部長 そのとおりでございます。

金澤委員 やはりこの狭山台区画整理事業について、市費を投入している分、一日も早い回収及び最大限のやっぱり投資効果が生まれるように、今後ともご努力いただきたいというふうに要望

して終わります。

委員長 ほかにございますか。

齋藤委員 今、道路認定という話だったのですが、認定はわかるのですけれども、境界の査定なんていうのはされているのですか。

区画整理部長 基本的には換地処分の前に出来形確認測量というというのがございまして、今、少し整備はしております。来年度から境界の埋設ですとか、そういう確認作業に入ってきます。以上でございます。

齋藤委員 そうしますと、やはり最終的な本当の確認と言っていいのですか、石を入れるとか、境界石、官民査定をしますとか、そういうのはやはり区画整理が終わってからの話ということですか。

区画整理部長 区画整理事業の中で全部確認作業をしまして、それを全部、事業のほうでやっていきます。それで、換地処分になりましたら、登記とか全部区画整理事業で実施して地権者に引き渡すということになります。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、これで終了いたします。

ここで休憩いたします。

午前 9時35分 休憩

午前 9時36分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第87号 平成22年度入間市水道事業会計決算認定について審査を行います。

まず、小林水道経営課長に説明を求めます。

水道経営課長 おはようございます。議案第87号 平成22年度入間市水道事業会計決算の概要につきましてご説明させていただきます。

まず、業務量なのですが、平成22年度末の業務量につきましては、決算書の10ページを開いていただきたいと思います。10ページにございますように、給水戸数が6万3,062戸、給水人口が15万640人、年間総給水量が1,781万3,190立方メートル、1日平均給水量が4万8,803立方メートルとなり、年間の総給水量については前年度に比べ36万4,516立方メートル、率にしまして2.09パーセント増加しております。また、水道料金の対象となる有収水量につきましては1,665万8,005立方メートルとなり、年間の給水量に対する有収率は93.52パーセントで、前年度に比べますと0.90ポイント下落いたしました。

なお、鍵山浄水場における自己水の確保率につきましては2.30ポイント上昇しまして、19.30パーセントとなり、県水受水率は80.64パーセントとなりました。

なお、東日本大震災に伴いまして、飯能市から応援給水を受けたことにより受水率は0.06パーセントとなっております。

続きまして、収益的収入及び支出について説明させていただきます。まず、決算書の1ページから2ページでございます。事業収益の決算額につきましては29億7,811万2,723円で、予算現額に対する執行率は99.86パーセントとなりました。

第1項営業収益につきましては、主要財源であります給水収益につきましては27億7,197万2,627円となり、事業収益全体の93.08パーセントを占めておりますが、前年度に比べると4,549万3,431円、率に1.67パーセントの増額となりました。その他の営業収益の水道利用加入金につきましては、収益的収入で60パーセント分を受け入れていますが、平成22年度は799件の8,351万9,100円となり、前年度に比べると402万5,700円、率にして4.60パーセントの減額となりました。

第2項の営業外収益につきましては、受取利息の1,260万6,454円が主なものとなっております、第3項の特別利益につきましては過年度分職員手当などの戻入でございます。

次に、事業費の決算額につきましては26億9,706万823円で、予算現額に対する執行率は97.28パーセントとなりました。

事業費の主なものとして、鍵山浄水場等管理業務委託は、平成21年度から平成23年度までの3年間の長期継続契約の2年目で、毎年度6,300万円となっております。また、東日本大震災の影響による計画停電の実施に伴いまして、浄配水施設の自家発電機用燃料の確保、配水区域の見直し、飯能市からの応援給水など、水道水の安定供給を維持するため対応を図りました。

有収率向上対策として、市内全域を2年で実施している漏水調査業務委託は、東金子、金子、宮寺、二本木、西武地区の2万6,820戸を対象として行いました。

県水の受水費については、年間配水量が年々減少していることから、昨年度に比べると764万3,125円減額の9億3,184万4,478円となりました。有収水量1立方メートル当たりでどれだけの収益を得ているかを示す供給単価につきましては158.49円、またどれぐらいの費用がかかっているかをあらわす給水原価につきましては153.64円となっております。

なお、平成22年度の収益的収支については、5ページの損益計算書の下から3行目にありますように、当年度純利益として2億7,181万548円を計上することができました。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。3ページから4ページをごらんください。資本的収入の決算額は4億2,053万4,400円で、予算現額に対する執行率は99.70パーセントとなりました。

第1項の負担金は、区画整理事業に伴い配水管を先行布設した工事費用など、一般会計から6,485万5,000円を受け入れています。

第2項の加入金の5,567万9,400円は、資本的収入で40パーセント分を受け入れています。

第3項の他会計貸付金返還金3億円は、平成22年1月12日に一般会計へ貸し付けた12億円のうち、平成22年度分の返還金であります。

資本的支出の決算額につきましては5億8,312万135円で、予算現額に対する執行率は73.64パーセントとなりました。執行率が低かった理由につきましては、豊岡配水場高区送水管更新工事ほか1件の予算1億2,564万3,000円を工期延長したことにより平成23年度へ繰り越しを行ったこと。また、平成22年度から2カ年の継続事業で実施しています武蔵台団地内配水管布設がえ工事ほか1件について、平成22年度内における年割額3,297万420円の支出がなかったことから、平成23年度へ通次繰り越しを行ったことによるものであります。

第1項の建設改良費3億205万5,392円につきましては、13ページから14ページに工事一覧表がありますけれども、そのうち主なものにつきましては、入間市駅北口土地区画整理事業を初めとする各区画整理地内の配水管布設工事11件、8,893万9,200円やぶしニュータウン地内仕切り弁取りかえ工事3件、4,567万5,000円などであります。この結果、平成22年度につきましては、配水管の布設を2,399.9メートル、撤去を892.1メートル行い、管網の整備を行うことができました。なお、平成22年度から実施している武蔵台団地内配水管布設がえ工事及び県道川越入間線配水管布設がえ工事につきましては、平成23年度も引き続き実施してまいります。

第2項の企業債償還金2億8,106万4,743円につきましては、財務省及び地方公共団体金融機構への企業債元金の償還金であり、この中には将来の財政負担の軽減を図るために行った高金利の企業債の繰上償還分5,001万9,862円も含まれております。なお、平成22年度末における企業債残高につきましては39億1,621万7,612円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する1億6,258万5,735円につきましては、3ページの下段にありますように減債積立金や過年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしました。このため、平成22年度末現在における損益勘定留保資金の残額につきましては11億694万4,508円となりました。

今後も景気の低迷などの影響によりまして、水の需要や住宅建設が落ち込みまして水道事業経営も厳しくなる状況が続くことが予想されておりますけれども、東日本大震災の経験を踏まえまして、配水施設や管路の整備などを行いながら、効率的で安定した水道事業の経営に努めてまいりますので、今後ともよろしくご指導賜りたいと思います。

これで概要説明のほう、終わりにさせていただきます。

委員長 これより質疑に入ります。質疑を願います。

横田委員 決算書の3から4ページの資本的収支、その後、10ページの報告書の部分でも、下から2行目に書いてあるのですけれども、資本的収入額が資本的支出額、これに不足する分については、減債積立金とか過年度分の損益勘定留保資金、これらで補てんしたというふうにあります。この平成22年度の残高については今お聞きしましたので、この損益勘定留保資金なのですけれども、今後の見込みというのはどのように推移すると予想されているのか、そのあたりをちょっとお聞かせいただければと思います。

水道経営課長 今後の損益勘定留保資金の見込みにつきましては、ここで平成24年から26年までの実施計画の作成していますけれども、その実施計画で見えていきますと、平成25年度までは多少増加の傾向があります。ただ、平成26年度以降につきましては減少というふうなことを予想しております。そして、これにつきましては、先ほど議員さんもおっしゃられましたように、建設改良積立金や減債積立金ですべて補てんしていくわけですけれども、この建設改良積立金のほうは平成25年度をもちまして、今の積み立ての額がなくなってくるというようなことを予想しております。そんなことから、今後、この損益勘定留保資金のほうの出費が多くなっていくということで減少していくという形を予想しております。

横田委員 これから、留保資金の状況にもよると思うのですけれども、施設や管路の更新、これは計画どおり進むのかどうか、お聞かせください。

水道工務課長 ただいまのご質問なのですが、管路の更新とか施設整備、大変費用がかかります。その中でも、今後の社会情勢の変化とか財政収支の状況、補てん財源、今申し上げましたように損益勘定留保資金のあり高、これなどを確認しながら、平成22年度に策定した水道ビジョンや実施計画に基づいて年次計画により計画的に更新を考えていくというふうに考えております。

横田委員 ありがとうございます。

続いて、5ページの当年度の純利益についてなのですけれども、これは前年度というか、毎年利益がふえているというふうに思うのですけれども、水道事業会計としてこの利益がふえていること、どういうふうに評価しているか。また、今後の見通しはどのようにとらえているかというところをちょっとお聞かせいただきたいのですけれども。

水道経営課長 まず、当年度の純利益が出ていることについての、まず評価ということですが、近年の純利益の推移を見ますと、平成22年度が約2億9,300万円、平成21年度につきまして約2億2,000万円、今回平成22年度については約2億7,100万円です。というふうな数字になっています。これにつきましては、まず私どもとしては、健全な経営が図られていたのかなというふうなことを評価しております。これにつきましては、施設課、工務課のほうで計画的な事務事業、工事等を執行できたというふうなことがこういったいい評価、私どもでしているよかったという評価につながっているものだと思っております。

それと、今後の見通しなのですけれども、先ほど説明させていただきました今年度作成しました実施計画で見ますと、やはり水道料金、どうしても右肩下がりで減少傾向にございます。そういったことがある中、管路の整備とか、今後寺竹配水場の建設とか、いろいろお金のかかることが多く出てきます。そういうふうな中で、やはり大きな利益は望めないのかなというふうなことを考えております。ですから、今後は利益がだんだんと減少していくというふうなことから、厳しい経営状況になってくるのかなというふうに予想をしております。

横田委員 わかりました。

続いて、もう一つ、22ページなのですけれども、款、事業費、項、特別損失、目、その他特別損失の節の災害対策費、これについてちょっとお伺いしたいと思います。これは、3月の東日本大震災、計画停電で飯能市から応援給水を受けて、新光地区のところだと思っておりますけれども、受けたということだと思っております。それで、1日何世帯で何トン受水したのか。また、飯能市のほうへこのときに支払った合計の金額、これをちょっと教えていただきたいと思っております。

水道施設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

飯能市からの応援給水なのですけれども、新光地区の一部、1日、世帯数にしまして1,125世帯です。給水期間としましては、3月19日から3月30日までの12日間、総給水量は1万430立方メートルです。これ1日平均ですと869立方メートルとなります。

お金のほうなのですけれども、飯能市に支払った金額は284万7,390円となっております。以上です。

横田委員 済みません。ちょっと今、いつからいつということだったでしょう。それちょっと、今聞き漏らしてしまって。

水道施設課長 期間につきましては、3月19日から3月30日の間でございます。12日間でございます。

横田委員 ちょっとこれ関連というか、要は県水と入間川、この水が放射能に汚染された場合、飯能市からの受水も無理ということになるのかなというふうに思うのですけれども、入間市として、水道水の放射能汚染、これへの対応というのはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

水道工務課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今回のような放射能汚染の場合なのですけれども、一応市のほうの対策としては、3つ、まず考えさせていただきました。

まず最初には、乳児のためのペットボトル水の確保、これが必要だということで考えまして、4月1日現在、約1,000人の乳児に対しましてペットボトル水を確保するために、今まで一部一般販売をしていた、いるまの水のペットボトル、これをまず中止いたしました。そして、急遽、2万本のいるまの水のペットボトルを追加して製造いたしました。また、埼玉

県からペットボトル水の供与がありまして、これを受け取り、保管をいたしました。これによりまして、500ミリリットルのペットボトル水が約2万5,500本、2,000ミリリットルのペットボトルが約660本、合計して約1,000人の乳児に対しての12日分を確保している状態でございます。なお、配布方法といたしましては、市民部、福祉部、健康福祉センターなどの関連部署と協力して配布する計画になっております。

次に、やはり同じ放射能汚染の場合なのですけれども、放射能の汚染を受けていない地下水の確保が必要かということを考えました。地下水は地表水に比べて放射能汚染を非常に受けにくいということで、これを確保する必要があると。しかし、当市には地下水の水源がございませんので、これを所有している狭山市と所沢市に、緊急時に給水車で受け取りに行くことを依頼いたしました。これによりまして、この地下水から非常用の飲料水袋、ウォーターパックと言っているのですけれども、これを製造して市民に配布したり、また市内の各支所に給水車を配置したりして給水活動を行おうというふうに考えておりました。また、高齢者や障害者への配慮も必要かということで、自治会や自主防災会にも協力を依頼する計画になっております。

あと、最後に3つ目といたしましては、鍵山浄水場自体の浄水の放射能の検査を定期的の実施いたしまして、安全性の確認、そして結果の公表を行ってまいりました。3月下旬から週2回の検査を行いまして、基準を上回る放射性物質は検出されておられません。したがって、安全性が確認され、その結果を市のホームページのほうに随時公表を行ってまいりました。

以上のような対策を行うことによって、市民への飲料水の確保を図るということで行ってまいりました。

横田委員 今お聞きしまして、水道水の確保、こういうの非常に大切だなというふうに感じて、要は今回の震災で入間市としては、県水も自己水も使えず、放射能汚染された場合ですね。所沢市とか狭山市から井戸水をもらうというようなお話だったと思うのですけれども、そうしますと、地下水というのは放射能の汚染を受けないという、受けづらいというのですか、受けにくいということなので、これから入間市としても、地下水源、井戸水、これをやっぱり確保するための施設とかつくる必要があるのではないかなというふうに感じるのですけれども、そのあたりについてはどのように考えているのか。今回、向こうから、所沢市とか狭山市から送ってもらったか、とりに行った、そのようなことを踏まえて、今後どうするのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

水道工務課長 地下水源について、いわゆる井戸ということなのですけれども、できれば鍵山浄水場のほうに設置していきたいということで、この春から国土交通省の荒川上流河川事務所及び埼玉県西部環境管理事務所、並びに飯能県土整備事務所と協議を行ってまいりました。こ

の結果、鍵山浄水場については河川法の適用を受けるため、入間市が所有している水利権、川から水を取る権利があるのですけれども、この水利権を持っているということで、この水利権の範囲内での取水を認めてくれるということになりました。したがって、今後、この井戸の設置を図ってまいりたいということで考えております。

また、このほかの施設については、非常用の災害井戸ということで、市の防災計画にリンクさせながら拠点給水所である豊岡配水場、藤沢配水場、扇町屋配水場、東金子配水場、さらには今後建設する新設の寺竹配水場、このようなところに計画的に設置をしていきたいということで考えております。

ただ、なお井戸の設置には、今後、申請方法ですとか、技術的問題などがまだございますので、これらについては今後解決を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

横田委員 井戸水を確保の方向でやっていただいているということで、放射能汚染、震災に限らず、いろんな天災が起きたとき、水の確保ということで、できる限りのご努力をされているということで安心はしました。そのような、何しろ何があっても大丈夫なように向けて、水道部として今後取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

金澤委員 今の水源の震災対応用の水源の確保という意味で、ことしの9月議会でしたか、6月議会だったか、井戸水の確保については時間も費用もかかる。水利権とかいろいろ問題もあるということで、とりあえず暫定として、今現状、工業団地などの食品工場が多いのですけれども、そこで、もう地下水くみ上げて使っているのですよね、大量に。そういう震災の対応のときに、新たにこれからお金をかけてつくるのも、それはそれで一つの考え方ですけれども、既存の民間の地下水のその施設とか水源というものを応援協定を結んで利用させていただくということを提言させていただいたという、私、自分で記憶しているのですけれども、それについての検討は進んでいるのでしょうか。

水道工務課長 今のご意見なのですけれども、私どものほうでも、その個人の持っている井戸の関係ですね。できればそれは使えれば一番ありがたいと思います。ただ、正直言いまして、飲めるのかどうか、そこがまず大事だと思うのです。ですから、もしやるとなれば、当然それを飲めるように、うちでも検査もしなければならぬ。また、今度は、その水をどういうふうにやってもらって配るのかという方法ですね。例えば、今私どもの水道施設というのは、それぞれくみ出せるように全部、非常用にくめるような緊急用の給水装置もつくのですけれども、やはり個人のところにそこまでの要求はちょっと難しいのかなと。

また、もう一つ、災害時には今度はライフラインの電気のほうも消えてしまいます。水道

施設は全部自家発電機持っていますので、たとえ電気が来なくても水を取れるようには、全部計画は進めますけれども、個人の場合でそこまではちょっと難しいのかなど。ですから、ちょっとその辺も考えて、ただ、やはりせつかくある水源ですから、まるっきりそれをできないということもあり得ないと思いますので、できる限りの検討は進めたいと考えております。

金澤委員 今おっしゃられたことは当たり前のことで、そういう課題はあるけれども、具体的に、では地下水に使っているものが緊急用の水質基準に適合しているのか、していないのか、問い合わせをしていただくとか、何か具体的なことをしていますかと聞いているのです。例えば、その工場で停電になったときに、では自家発電装置がその工場にあって供給ができるのか、できないのかを聞いていただく努力をしていただいたかどうかを私はお聞きしているのですけれども、もう一度ご答弁をお願いします。

水道工務課長 大変申しわけございませんが、まだそこまでの検討はしてございません。

金澤委員 今、横田委員も発言されたように、水源の多様化というものは非常に重要になってくると思います。ただ、どうしても量は限られてくるわけですね。全員に十分には行き渡らないけれども、多様化という意味で、また緊急避難的にも、今現在ある民間企業の施設が有効利用できるならば、可能ならば、それはできるだけ可能性を探っていくという方向でご努力いただきたいことは要望したいと思います。

委員長 ほかにございますか。

小出委員 先ほど横田議員がおっしゃった鍵山浄水場の自己水の放射能、原発事故の後の対応なのですけれども、3月11日以降、週2回検査されたということで、ちょっと素人目に聞くと、事故で、SPEED Iとかいうので、ぱっと飛び散ったのが見えましたよね。その後、対応されたのはどんな感じで対応されたのか。もう少し詳しく聞きたいのですけれども。

水道施設課長 3月22日に金町浄水場において放射能の数値が上がったということで、急遽、放射能検査施設等の確認等の調査もいたしまして、県の問い合わせ、国からの指示ということで、一応その検査機関も限られたところでございまして、埼玉県が検体を出しているところに一応問い合わせしまして、急遽出しました。3月25日だったと思うのですけれども、浄水場の原水と入間川の原水と浄水、2検体、まず出しました。そんな状況でございます。

小出委員 事故があって爆発があったのは、たしか15日でしたかね。3月15日ぐらいですよ。水素爆発ですか。

〔(14、15日)と言う人あり〕

小出委員 14日、15日ですか。それで、今回そういう想定がなかったもので、大分飛び散った、もう飛び散ったと想定されて10日ぐらいはたっているわけで、今後やっぱり、まだ福島は収束していないのですけれども、何事があったときに、すぐ調べるというような体制はあるのでしょ

うか。体制というか、用意はあるのでしょうか。

水道施設課長 5月から放射能も安定してきたということで、週に1回、月曜日採取しまして、週1回の検体検査を引き続き出しております。今後もこのような形で、週1回の計画で出す予定でございます。

小出委員 緊急時には、今の状況で週1回というのは、それが限度だというふうに思うのですけれども、ばあんと起こったときに緊急に対応するという体制をちょっと知りたいのですけれども。

水道施設課長 緊急時については、まず埼玉県のほうと協議する。あと、近隣市との確認をいたしまして対応を図ってまいりたいと、そのような形で考えております。

小出委員 なかなか、今まで安全神話のもとで想定がなかったので、難しいと思うのですけれども、やっぱり命を預かっているという部分があるので、その辺ではぜひ研究していただきたいというふうに思いますし、ちょっと水道部として怒りを表現してもいいのではないかというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

委員長 ほかにありますか。

石田委員 さっき非常時の場合には地下水でそれを所沢、狭山に求めると言ったのですけれども、所沢、狭山も当然一緒に汚染される可能性があるわけですね。そういった中で、それぞれ所沢、狭山で自己水、自分のところの確保した上に入間市に提供してもらえという水量が確保されているのですか、狭山、所沢では。

水道工務課長 私どものほうで、所沢、狭山のほうで伺いまして、所沢市には現在35本の井戸があるのです。狭山市のほうは13本井戸があります。その中で、どちらにしても、入間市としては配水として供給することはできないので、給水車でとりに行く。1回で2立方メートル、2トンなのです。それしか入れられませんから、あとほかに1トンの給水タンクがあるのですけれども、それをローテーションさせて持っていくという話なのです。そのぐらいでしたら、向こうのほうとしては巡回的に来てもらってもいいですよという話だったのです。そういうことです。

石田委員 では、実際問題、入間に持ってきて、所沢、狭山の地下水もらってきても、ごく一部の市民を対象に配るぐらいしか対応できないのではないですか。

水道工務課長 おっしゃるとおり、やはり全市民に全部十分というまでにはいかないと思います。先ほどもちょっとお話ししたように、支所とか、そういうところに給水所ですね。その1トンのタンクがほかにもありますので、それを設置して、そこにとりに来ていただくとか。あとは、鍵山浄水場で、先ほどお話ししたウオーターパックですね。水のパックをつくれるのです。それを逆に高齢者の皆さんに配ったりとか、そういうことで最低限の飲料水の確保をするということでまず考えております。

関谷委員 では、話は変わりまして、決算書の10ページの上のほうの概況からお伺いいたします。

昨年度の給水戸数が6万3,062戸、人口が15万640人で、総給水量が書いてあるのですけれども、大体平成18年度からだんだん総給水量が減ってきていると思うのです。ですけれども、給水人口はふえてきたのに給水量は、節水効果によって減ってきたわけですから、今年度は逆に増加となったのですが、この理由はどのようにお考えでしょうか。

水道経営課長 今年度、平成22年度は、議員さん方もご存じのとおり夏暑かったですね、猛暑でした。そんな関係で給水量自体はふえております。ですから、これが平年並みの暑さですと、多分これがやっぱり右肩下がりになってくるのかなというふうなことを予想しております。

関谷委員 今後は給水人口も減ってくるであろうし、総給水量も減ってくるだろうというので、今のことでわかりました。

有収水量についてなのですけれども、平成20年度が94.71パーセント、平成21年度が94.42パーセントで下がって、さらに平成22年度、93.52パーセントで下がってきているのですけれども、目標は95パーセントかと思うのですが、昨年度の決算でも、もっと頑張っていくますというふうなお話だったので、どんどん下がっている要因はどういったことでしょうか。

水道施設課長 この下がった一番の要因としましては、豊岡配水場内の場内漏水がありまして、この辺の関係で豊岡配水場が停止したということで、その期間に残留塩素確保ということで、水を市民に供給するに当たって残留塩素を確保するために水をちょっと排水して、水を動かさなくてはいけないというようなことがありまして、それが一番の要因で、局事業用水量が多くなったというのが原因だと思っています、平成22年度については。

関谷委員 それはわかりました。

それで、漏水調査を、95パーセントに持っていくために強化するというので、大きな団地の検査を行って、2カ月後にまた検査して、差があるかどうかの調査をやっていく予定だということが、昨年度の決算委員会でそういう話があったのですけれども、これの効果はいかがでしたでしょうか。

水道施設課長 漏水調査につきましては、大規模の団地、親子メーター調査も実施しました。それとあと、職員でその後の追跡調査等も行いまして、親子メーターの差が全部で2万6,002トン、推定でございますが、防止できた。主に大きなところは、駅前プラザのところ受水槽と各棟に行く間の管が、ビニール管が漏水してありまして、それが地上に水が出てこない状態で、地下のマンホールの中に入り込んでいたというのが一番大きな事故でありまして、それを発見して修理したというようなことで防止しております。それが、引き続きことしもそのような調査を行ってまいっております。

関谷委員 そのようなご努力をさせていただいて、ありがとうございます。その結果、いつごろ、上昇に転じているのでしょうか、その有収率については。

水道施設課長 ちょっとなかなか予測が難しいところでございますのですけれども、一応漏水防止に全力を尽くして今後もやっていきたいと思っております。数値については95パーセントという数値を挙げているのですけれども、できるだけ職員、関係各者の努力で、できるだけ少しでも押し上げてまいってきたいと思っております。その辺の分析も含めた形で、ことしも第2次の漏水調査も、金澤議員さんの提案でございます第2次も、この11月1日から、きょうから実施してまいっておりますので、またこの辺の結果も踏まえて分析してまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございますか。

金澤委員 有収率について、ほかの議員から出てくるという状況、私は非常にうれしく思って、自分一人だけですとあれなのですけれども。

それで、今、関谷委員から有収率についてありましたから、有収率についても非常に、誤差の範囲も含めて難しい数字なのですけれども、一度数字について確認なのですが、有収率が低減した理由について、確かに豊岡配水場の修理工事があった、排水したり逆洗したりとか、いろいろあったと思うのですが、ちなみに豊岡配水場に起因する低減率はマイナス何パーセントでお考えですか。

水道施設課長 0.5パーセントという形でございます。

金澤委員 そうすると、今回、前年対比0.9パーセントマイナスということですから、残りの0.4パーセントは何だと思われませんか。

水道施設課長 これはなかなか特定できないのですが、非常に難しいところで、やっぱり漏水調査をかけて個々のメーターを当たっているのですけれども、非常に今年度も豊岡、藤沢地区、もう5月から入って結果を出しているのですけれども、その後においてもちょっと給水管について漏水が出ていますので、この辺が漏水がやっぱり、給水管、銅管を使っていますので、時期的に出てくるのかなと。その辺が起因しているのかなと。推測でございますので、そのように考えているのですが。

金澤委員 先ほどの答弁の中で、聞こうと思ったのだけれども、先に言われてしまったのだけれども、震災による水道管の漏水の増加の影響を後でまた改めて聞きますけれども、それに対応して、今回11月、きょうから第2次の漏水調査をかけていく。つまり、これで1年間で全部の地域を調べていただくということが実現したことは大変評価したいのですが、やはりそれは以前本会議でも言っているように、あくまでも漏水対策、漏水調査は応急対策であって、本格的にはきちんとやっぱり布設がえをして、古い水道管、給水管、配水管はすべて新しいのかかえて、耐震性のあるものにかえていくという工事なくしては、いつまでたっても改善はしないのは、これは事実なわけですね。

そういう意味で、せっかくこれまで漏水対策にも今まで以上に倍の経費かけてやっていた

だいている、そういう今ご答弁のあった、残念ながらその漏水が抑え切れないという、水漏れが抑え切れない状況ですね、バケツに穴があいていてね。いっぱい数があいていて、ふさぎ切れない状況なのですが、そういう意味で布設がえの工事のスピードアップという、先ほど事業計画で着々と適切に計画に基づいてという話がありましたけれども、そういう状況を見ると、もう一段のスピードアップが必要なのではないかというふうに考えるのですが、その点はいかがでしょう。

水道工務課長 おっしゃるとおり、そのとおりなのですがけれども、昨年度も大体大規模な老朽管の工事ということで、ここであと石綿管のほうがまず終わるということです。それとあと、一番懸念しているのが塩ビ管、ビニール管と、あと給水の取り出しですね、これの銅管部分のもの。これについては、一応私どもとしては、できる限り努力してやっているつもりでございます。やはり中には資金的、財政的な問題等もございまして、本来早急にやらなければならないところもたくさんまだ出てくると思います。しかし、一番危険性のあるところ、まずそういう漏水箇所が多そうなところ、それとか過去に破損したところがあるところ、あと水圧が高いところ、こういうところをピックアップして、できる限り早く、そういうところは優先的に工事、布設がえのほう進めるように誠意努力してまいりたいと思います。

金澤委員 そういう意味で、やっぱり最終的にはちょっと予算が、予算がとおっしゃられるのですが、正直言って留保資金積み立てて、それでそこに目つけられて12億円持っていかれてしまったのではないですか、一般会計に。持っていかれるぐらいだったら、さっと自分で使って、自分の水道のために積み立てた大事なお金ですから、水道料金の積み立てたお金ですから、それが漏水の布設がえの工事に集中的に使って、逆に無駄な漏水を減らしていくという発想の転換というのはできないのですか。

水道経営課長 今、発想の転換というふうにおっしゃられました。私どものほうも企業債の残も、先ほど説明させていただいたとおりたくさんございます。まず、今後のことなのですが、まず利益が出てきたときには、そちらのほうの減債積立金もございます。そちらのほうにみんな組み入れていって、あとは建設改良積立金、平成25年度になくなるという話もありますけれども、結局単年度で大きな金額用意できませんので、もし余裕があれば建設改良積立金にも振り向けたりとか、先ほどの損益勘定留保資金ですか、そちらのほうも管路の更新、施設の更新に、寺竹配水場は、もう目の前にぶら下がっています。これつくって、もう一気に大きな金額出てしまいますので、私どものほうは、まずそこに大きな金額を向けていく。それとあと、借金のほうを返していくための資金に別にとるというふうな形を、私どものほうでは考えたいと思っております。

金澤委員 これについては、借金、実際には余剰金あっても、早目に返したくても返せないわけですよね。前倒し償還ができないわけではないのですか。そうすると、その分の金利差の分と実際

に建設工事をやって漏水量を抑えられたことによるメリット、デメリット、どちらが大きいのか、改めてちょっと一回試算していただければなというふうに思います。

ちょっと話変えていいですか。

委員長 はい。これは答えもらわなくていいですか。

金澤委員 いいです。

続きまして、量水器の件なのですけれども、これは提案させていただいて、直ちに対応していただいた量水器の更新期間の、目いっぱいまで行使するというご努力いただいて、その結果、平成22年度どうであったのか、総括をお願いしたいのですが。

水道経営課長 量水器につきましては、議員さんの提言を受けまして、私どものほうで今まで7年で交換していたものを、7月6カ月ですか、にさせていただきました。その結果、まずこの効果、これは補正予算でもご説明一度させていただきましたけれども、これについては金額で約2,000万円、効果として生まれました。この2,000万円というのは、前年度には7年でかえていたもの、今回その平成22年度については7年6カ月というふうなスパンがありますので、その平成21年度に交換した後半分の6カ月分のところがダブっていますので、その分、逆に交換個数が減ったということなので、余計にこの2,000万円というのは大きな効果としてあらわれていますけれども、これがこれから毎年毎年、7年6カ月というふうなことになってきますと、その6カ月分がすべてが寿命が延びていくというふうな形になりますので、これは私どものほうにとっても大きな効果が生まれていますし、またこの7月6カ月というふうなところで、いろいろな水道事業、事業者のほうにこれは当然委託を出しているわけですが、そちらの方については、今までは地域別にまとめてやってもらっていたのが、ばらばらになってしまいますけれども、その中では両者、うまく対応してしていただいて進められていますので、これは大きな効果と、あと事業者さんについても毎月、細かいですが、出していけるということで、よかったのかなと思っております。

金澤委員 今、量水器、例えて言うならば、個人なら車検、車の車検、通常2年ですよね。2年の車検を今まで1年半で出していたと、早目に、早目に。それを1年8カ月ぐらいにはしたよというような形に理解しているのですけれども、それで結果として、それだけで年間2,000万円の経費削減ができたということは、これはすぐに対応していただいたことは、私はすばらしい、ありがたいなというふうに評価しているのです。そこで、欲望には限りがないもので、7年半で今更新、平均していると。実際には8年まで使えるのだと。その半年間の差を縮めるご努力について、今後の計画をお聞かせください。

水道経営課長 今、私どものほうで、ここで7年6カ月、初めて私どものほうもいろいろこの7年6カ月にするに当たって、業者の方にどういった発注方法がいいのか。それと、当然量水器自体は私どものほうで持っています。それをどういうふうな形でとりに来てもらってやるかと

いうふうなことをいろいろ検討させていただきまして、この7年6カ月というふうなことは、ここで成果としてあらわれました。

確かに金澤議員さんおっしゃられるとおり、これはどんどん、どんどん延ばしてきて、ぎりぎりまで行ければ、当然効果としては多少なりとも延びてくるわけです。そのことは私どものほうも承知しておりますけれども、これを今すぐというふうなことはできませんので、やはり一度こういうふうな効果が得られたということで、これは検討するには、もう十分値するものだと思っておりますので、これは今すぐということではなくて、今後このことについてどういうふうに対応していくかということは考えさせていただいております。

金澤委員 今後の検討課題だというのは、私も十分承知しています。というのは、これは裏を返すと、市内の水道業者さんの仕事、つまり発注量が2,000万円減ってしまったということなのですよ、ある意味。裏を返すと。ただ、それは税金の無駄遣い、削減という意味では、確かに市民には喜ばれるけれども、水道業者さんからすると非常に大切な、厳しい状況になってくるというのは、これは事実であって、激変緩和というわけではないけれども、ある意味、今回7年半に6カ月延ばしていただいたということで、それを、あと1カ月、2カ月という努力をどのようにしてできるか、また水道業者のご理解をいただくか含めて、慎重かつ積極的な対応をお願いしたい。ちょっと矛盾するかもしれませんが、お願いしたいなというふうに考えています。

それに関連して量水器なのですが、40ページになるのですが、40ページの量水器の貯蔵品明細表があります。新品量水器は674万7,615円になっていますが、先ほどの量水器については、これは市のほうが提供しているわけですよ。これについて、在庫含めて、市のほうで適正な在庫とか、適正な購入についての見直しというのは具体的にどのようになされたのでしょうか、お伺いいたします。

水道経営課長 量水器の適正な在庫ということですよ。量水器につきましては、やはり計量法の8年、これは必ずついてきます。そうしますと、量水器につきましては、購入して私どものほうに入った日から8年なのです。そうしますと、私どものほうで眠らせておく時間が長くなればなるほど、議員さんご存じのとおり、結局7月6カ月にした効果がなくなってしまうので、これは私どものほうで計画的に当然何年の何月というふうな形で、交換するものはここでピックアップできるようになりましたので、それを見ながらストックしていくと。それと、当然、検定満期だけではなくて、新規も出てきますよね。それは今度、水道工務課のほうの建築のほうで給水申請の予定とか見まして、ある程度ストックするというふうな形でやっております。

金澤委員 今のご答弁で、それなりに見直していただいているというのは理解しましたけれども、それこそトヨタ方式と言われる、経費、徹底的に削減しているところは、その日に使うものは

朝持ってこさせるという、そこまで徹底しているわけですね。その点含めて、民間の経営努力というものを参考にしながら、在庫の最大効率化というものを改めてちょっと見直していただきたい。1カ月単位ではちょっとぬるいと。それこそ、納入は3日前、2日前でもいいのだという点をお考えになっていただきたいのと、あとは契約の問題については、これはあくまでも年、一括して決めて、納入自体だけは直前にしていただくというふうな形になっているかどうか、確認させていただきたいと思います。

水道経営課長 量水器につきましては単価契約です。単価契約でやっておりまして、納入については、それぞれ発注は月々の発注です。それで、あと集合住宅、大量に出ますけれども、それは納入されて、当然集合住宅はリモートですので、市内の業者さん、いろいろちょっと難しい部分もありますので、それは納入業者から直に持っていってもらうような形で、期間としては長い期間は置いておりません。

それと、あと、やはり先ほど言われたトヨタ方式という話で、発注したら期間をわずかでというふうなことがありますけれども、これは量水器の各メーカー、そちらのほうの、また逆に在庫の状況もございますので、その辺は私どものほうで、どのぐらいで納められるかというふうなことも考えながら、聞きながらなのですけれども、そういったこともやっておりますので、むやみに長い期間は私どものほうとしても当然思っておりませんので、その辺は理解いたしております。

金澤委員 ご努力理解いたしましたけれども、さらなる努力をお願いしたいというふうに思います。

あと、最後に危機管理の点でもう一点聞きたいのですけれども、やっぱり今回、計画停電のときに問題だったのが、浄水場の自家発電なのですよね。急遽ローリー回していただいたりとかということで、燃料については今回確保できたわけなのですが、それからみんな含めた見直しというのですか、災害、特に停電発生時などにおける業者、燃料納入業者との緊急協定というのですか、優先して出していただくという協定、このようなものは結ばれているのでしょうか。

水道施設課長 ただいまのご質疑なのですけれども、一番苦労したのが、金澤議員さんがおっしゃっている燃料確保、まず第一に燃料確保。11日に発災しまして、土曜日、日曜日に職員全員を集めまして、燃料、軽油、すべての自家発電、軽油なので、軽油を確保する。通常時、燃料確保といっても、燃料の量が消防法の関係で決まっていますので、常に備蓄していくというわけにはいきませんので、この辺を、今回確保したところは、各市内のガソリンスタンド、市で協定を結んでいるところに行っただけなのですけれども、たまたま行ったところと言われたことが、こんなときばかり来て売れないよということも言われました。その後においては、水道部全体なのですけれども、金子にもある、藤沢にもある、市内全域のガソリンスタンドさんに、遠いのですけれども、パトロールを兼ねながらでも、見守りながらでも給油して、日

ごろの関係を継続している、このような状況でございます。今後もその形でやっていきたいと思っております。

金澤委員 大変なご努力だったと思うのです、もう本当に。それで、私が今お聞きしているのは、市内の確かにスタンドにお願いするのはいいのですが、たまたまローリーが入る前だったとか、いろいろとあると思うのです。そうすると、市内業者さんだけにその在庫の確保をお願いするのは無理がある、限界があるのではないかとということで、最終的にはその卸し元さん、卸し業者との応援協定、緊急の調達の協定というのは、これはご検討なされているのでしょうか。

水道施設課長 今現在、卸し元との協定は、まだやっておりません。今後検討課題としてやっていきたいと思えます。

あと、なお、市内にディーゼル関係、バス会社とか、あと会社でディーゼルの車を保有しているところ、そういうところもありますので、そこで備蓄して、その辺の調整も含めた形で、ちょっと検討していこうかなというふうに考えています。

金澤委員 ただ、例えば西武さんとか、ああいうところは自分自身の確保。それこそ公共交通の足の確保、電車がとまりますからね。ということで、とても出してはもらえないのではないかなということ。私もそれは考えたのですけれども、厳しいだろうと。やっぱり卸し元さんと直接配送の協定を結んで、ローリー回していただく。これがやっぱり大事ではないかなというふうに考えます。今後検討していただくということですので、改めてこれについてお願いしたいと思えます。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

石田委員 最初に10ページの関係で、配水管の布設がえて県道の川越入間線、この工事の内容と、残り、もうこれで終わりなのかどうか、確認したいのですけれども。

水道工務課長 川越入間線は、昨年度から今年度の2カ年継続、これを今やっております、これが今ここで終わったところでは。それとあと、今年度から来年度にかけて、今度は上藤沢の藤沢橋のところ、そこに石綿管がありますので、それをやります、それが全部最後になります。

石田委員 残りの藤沢橋のところというのは、あとどのくらい残っているのですか、距離で。

水道工務課長 この石綿管は、150の口径で約232メートルございます。

石田委員 これ、いずれにしてもかなり長期間かかりましたけれども、何とか終わりで、ほっとしたところなのですか、もう一点ちょっとお聞きしたいのは、先ほど繰上償還の関係で、5,001万円ですか、何か返還したということなのですか、これ利率はどのくらいのものか、何を返したのか。何本ぐらいだったのか。まず、そこからお聞きしたいのですけれども。

水道経営課長 一応効果額としてですね。済みません。

お待たせしました。まず、平成22年度のこの繰上償還、これがまず財政融資資金のほうで2件と、あと地方公共団体金融機構が1件なのですけれども、これが財政融資資金のほうで6.6パーセントのものが、これが1,844万3,700円のもの、6.6パーセントです。それと、2,707万5,085円、これが6.3パーセントです。それと、地方公共団体金融機構のほうで1件、これは450万1,077円、これは6.4パーセントのものです。以上、この3本でございます。

そして、これにつきましてはやはり条件がございまして、この6パーセント以上という条件がありましたので、この3本を償還いたしました。このことによる効果額なのですけれども、償還利息、当然出てくるのですけれども、これが合計で1,246万7,594円、これが結局支払わなくて済んだという効果額が生まれております。

石田委員 1,246万円の効果が出たというのだけれども、利率から言っても、6.6パーセント、6.3パーセント、6.4パーセント。ほかで残っているのを見ますと、6.4パーセント、6.3パーセントとか、6.2パーセント、6.6パーセント、4本ぐらい6パーセント台がまだ残っていますね。25ページなのですけれども。その辺はどういう、中で選択された。

水道経営課長 私、6パーセントと言いましたけれども、6.3パーセントが平成22年度で、今年度、平成23年度、6.2パーセントというものがあると思うのですけれども、これが財政融資資金1件、これが今年度、平成23年度に今予算化されていますけれども、これにつきましては641万8,375円です。これが6.2パーセントのものを繰上償還いたします。これにつきましては、効果額として繰上償還の利息ですか、181万8,727円、これが効果額として含まれております。

石田委員 この25ページ見ますと、これは平成22年度末の段階の数字だと思うのです。その中で、ほかに6.4パーセント、6.3パーセントとか残っていますよね。この辺は同じ、例えば昨年度繰上償還ということはできなかったのですか、平成22年度で。

水道経営課長 今ここに記載されているものにつきまして、未償還残高のところを見て、右のほうです。そこがゼロ円になっているものがございます。これが償還したものでございますので、繰上償還されたものが。

〔何事か言う人あり〕

水道経営課長 はい。ちょっとその辺の説明が不足しておりましたこと、申しわけないのですが、これを見ていただければ、この6.4パーセント、上2つ、6.4パーセント、6.3パーセントございまして、あと中段ぐらいに6.6パーセントというものがございまして。それで、その上、1つ、6.2パーセントというのがありますけれども、これが今年度繰上償還するものでございます。

石田委員 今年度、平成元年度分のやつが6.2パーセントで、これを返還するという話なのですけれども、条件として、今6パーセント以上と言われたのですけれども、その下の、例えば5パ

一セント台というのは、まるっきり見通しが無いのですか、繰上償還する。

水道経営課長 これは、いろいろその条件を算出する根拠があるのですけれども、たまたま私どものほうでこういうふう計算していったところ、平成22年度については6.3パーセント以上のものができた。それで、平成23年度は6パーセント以上のものができたというふうなことがございまして、これは、この時期に繰上償還できるものについてはどうですかというふうなことで、国のほうから来ますけれども、その条件の中で計算して、それに合致するか、しないか、そこが問題になってきますので、今後ちょっと何とも言えませんが、私どものほうとすれば、当然合致すればどんどん繰上償還はしていきたいというふうなことを考えております。

石田委員 ですから、国の方向でやって、認める範囲が徐々に広がってきているのだと思うのです。かつては7パーセントが6パーセントになってきた。では、この5パーセント台というのは、見通しとしてどのくらい、今後の時期に可能になるのでしょうか。

水道経営課長 国のほうでは、今、年利5パーセント以上のものというふうなことで来ているのですけれども、ただ5パーセント以上という条件はあるのですけれども、その中で計算すると、私どものほうは、今、まだ5パーセント台残っていますけれども、そこには合致しないのです。だから、返済できないというふうな形になっています。

石田委員 この間、不交付団体から、また交付団体に戻りましたよね。そういった動きの中で、当然その範囲が広がってきているのかなと思ったものですから、その点は影響ないのですか。

水道経営課長 これは、地方財政法の附則とか、公的資金補償金免除繰上償還実施要綱というものが、これは国のほうから示されて、その中で私どものほうも見ているのですけれども、今のところは来ている最新のものについては、やっぱり5パーセントが限度ですので、ただ、今後の見通しなのではあるけれども、私どものほうでまだそのところは逆に問い合わせ等はしてはいないのですけれども、これは水道部だけではなくて、市のほう、財政課のほうを通して、みんなこれ情報が来ておりまして、その中で私どものほうは合致したものを返還させてもらっているというふうな形になっております。

石田委員 いずれにしろ、今でも5パーセント台はかなり高いので、何とかこれを早目に繰上償還していただきたいと思うのですけれども。

それと、40ページの水道料金の未収金の関係でお聞きしたいのですけれども、特に未収金となってしまうというか、その対象というのはどういう世帯が多いのか。まず、その点からお聞きしたいのです。

水道経営課長 どういう世帯といいますと、この滞納される方、生活に困っている方ばかりでは、実際ないですね。もう常習の方もいます。私どものほうとしては、当然この未収金が出ないように、水道のほうでは給水停止というふうなこともございますし、まず給水停止の前に、毎

回滞納されている方については、督促状、催告書、それとあと、下水道課と一緒に夏と暮れですか、臨宅もしています。それで、その中で当然、もうそういった方々については表札が出ていれば文書入れてきますし、表札が出ていないところについては、これはちょっとわかりませんので、入れることできないのですが、当然入間市内、狭山、飯能、所沢、時には私、鶴ヶ島のほうまで行きましたかね。その辺まで休日に臨宅を行って、極力減らすような形はしておりますけれども、先ほど話、ちょっとわきにそれてしまいましたが、どのような世帯と言われますと、生活困窮者だけではないというふうなことは言えると思います。

石田委員 例えば、今平成22年度の方で見ると、4月、5月、6月、7月、この辺で50万円、60万円という金額になっていますね。これは世帯数で言うと何世帯ぐらいになっているのですか。

水道経営課長 まず、4月、5月、6月というところで、これはちょっと調定件数でお答えいたしますけれども、4月につきましては調定件数91件、5月が55件、6月が81件というような、失礼しました。不納欠損、申しわけありません。ちょっと訂正させていただきます。4月が33件、5月が44件、それで6月が28件です。

石田委員 これは、例えば4月、5月、6月と、ほぼ同じ世帯がやっぱり継続してなっているという状況なのでしょうか。

水道経営課長 傾向としましては、不納欠損というよりも、毎月、毎月の滞納の状況を見ていますと、担当職員が電話対応している状況を見ますと、払えないので、何日に払います、翌何日に払いますというようなケースが多くて、それが延びていくケースが非常に多いです。やはり職員のほうも、いろいろ各家庭の事情もあって、余り深いところまで聞けませんけれども、例えば一つの例で言いますと、今ローンがあって払えません、いつローンが終わるから、それから、例えば5,000円ずつ払いますよというふうな話もあるのですが、その次に、もうローン終わった後、電話対応の様子を聞いていますと、やはりまた払えませんというふうなことで、ローン終わりましたよねと。私どものほう、記事を全部書いておりますので、そういったことのやりとりがありますので、結局はそのローンだけではなくて、ふだんの生活の中から同じような形が繰り返し、繰り返ししていくというふうなことにはなっているようです。ただ、その中で、多少なりとも分納で、1回の納入金額が1カ月分にも満たなくて、結果的にはどんどん膨らんでいってしまうのですけれども、少しでも回収するような形で相手とのやりとりでの指導はしております。

石田委員 大体わかりましたけれども、これは当然、この水道料金だけではなくて、逆に税金のほうも滞納しているのかなという感じもしないでもないのですけれども、そちらとの関連は、何か徴収の関係では協力関係みたいなもの結んでいるのですか。

水道経営課長 税金のほうは、私たちは管理職なのですけれども、管理職のほうは収税課のほうと一緒に税金のほうの対策として駆り出されることはあるのですけれども、職務中ですけれども。

臨宅に行きますけれども、逆に水道、下水につきましては、そちらのほうに応援求めず、水道部と、あと下水道課だけで対応しております。

石田委員 最後にちょっと聞いておきたいのは、払えない中で給水停止というのは、例えば平成22年度、あるいはそれ以前では何件ぐらいやっているのですか。

水道経営課長 まず、給水停止なのですけれども、平成22年度からちょっと逆にさかのぼるような形で説明させていただきます。平成22年度が777件、平成21年度が、これが多くて912件、給水停止を行いました。平成20年度は707件。そのような形です。

石田委員 これ一時的に給水を停止すると、すぐに料金を払いに来るといとか、払い込むという形になって、一応最終的にはかなり解決されるというふうに見ているのですか。

水道経営課長 やはり給水停止しますと、皆さん、飲み水にまず困るわけですよ。ですから、そのときは1回分でも。かなり何回分も滞納されている方がいまして、最低で1回分でも、多少でも納めてもらえれば、やはり生活にかかわるものですから、私どものほうとしてはあけざるを得ないのかなというふうな部分もございますけれども、本来からいけば、普通のお店で物を買ったときお金払わないということと同じですから、もうそこは厳しくやる必要もあるのかなとも感じていますし、そこは私どもも今いろいろ葛藤している部分であります。

石田委員 給水停止して、当然一定の金額払ってくれたら、またあけるわけですね。最終的に給水停止のままになってしまうというのはどのくらいですか。

水道経営課長 未納で41件ございまして、これは例えば停止しても、逆に無断転出とかもございまして、それが41件ということで、そのまま停止というふうな形になっております。

石田委員 その転出以外で、そこに住んでいるまま停止というのはないですね。ありますか。

水道経営課長 住んでいるままの停止はございません。

石田委員 わかりました。

委員長 ほかにありますか。

金澤委員 私もこれやろうと思っていたのだけれども、石田委員に先越されてしまったのですけれども。

まず、40ページの表で見ていただくとわかるのですが、平成21年度までの未収額調べしか出ないわけですよ。これは実際には調定額と、あと2カ月に1遍の時間の誤差等が出ていないのですが、この平成22年度の数字。平成20年度が261万円から平成21年度700万円ということで、非常に上がっていますよね。平成22年度として、この未収額についてはどうなるというふうに数字が出ていますか。

水道経営課長 議員さんおっしゃられましたとおり、これちょっとタイムラグございますので、これが平成23年度10月1日現在で平成21年度の未収金を見ますと今500万2,696円というふうな数字になっています。

金澤委員 それまで、平成18、19、20年度ということで、300万円以下から200万円の間だったのが、平成21年度には700万円にと一んと、はね上がったと。その平成22年度は500万円に下がったという話なのですが、これだけの急激な動きというのはどのような背景があると考えられていますか。

水道経営課長 まず、今、平成21年度分はまだこれから多少なりとも減っていくことはありますけれども、これらの傾向を見ますと、1件当たりの金額がやはり大きくなっています。多分これは、やはりこの経済情勢のこともあるとは思っております。ただ、それぞれの方の生活の状況までは、私どものほうでもちょっと調べることもできませんけれども、やはりこの平成20年度以降、高額、先ほど説明させてもらったとおり、1件当たり、かなり大きいというふうなことは、それぞれ各家庭の中で、ほかの部分に占めるウエートなんかは変わってきてはいないと思うのです、生活費の中で、全体入りの中で。ただ、最後、水道は一番後回し、水道、税金ですね。そういうふうな形になってきていると思います。

金澤委員 水道については、そう簡単にはとめることはないだろうという思いもあるのかもしれないのですけれども、あと、そこでお聞きしたいのですけれども、今のは家庭ですよ。最低限の生活を守るという意味で、通常の家に対する水道の給水停止は難しいのですが、企業、商店についてはどのようになっていますか。

水道経営課長 給水停止につきましては、すべて条件は同じです。一般家庭であっても、要は料金支払いをしなければ、やはり給水停止はさせていただきます。

金澤委員 ちょっと質疑が悪かったかもしれません。つまり、生きていくための通常の家に対する給水停止の条件、基準と、民間企業、企業なら企業、団体に対する、工場とか商店とかに対する給水停止の基準は違うのではないのですかと、それをお聞きしているのですけれども。わからないですか。要するに普通の家で言えば、それこそ2カ月や3カ月滞納したぐらいでは簡単にはとめられないではないですか、生きていくために。だけれども、通常の家とか、企業とか、工場であれば、そんな悠長なことは言ってもらえないのではないのですかと。その違いを説明していただきたいということなのです。

水道経営課長 企業も当然ですね。私どものほうでは、議員さんがおっしゃられましたとおり、日常生活に支障を来すようなところについては相談をさせていただきながら、給水停止。まず、滞納したからって一気に給水停止まではいったりもしませんけれども、当然企業なんかにつきましては、それは、そこでその水を使って利益を得ているわけですから、当然私どもの方でも、その使った分は納めてもらわなくてはいけませんので、すぐ給水停止をしていかなくても、その使った分は納めてもらわなくてはいけません。実際、企業等、一般の方たちと違って、そんな給水停止になるようなことはなかなかありませんけれども、当然滞納すれば給水停止をしますし、その滞納があつてから、まず督促、催告というふうな手順を踏んでいった中で、

次に給水停止という形にはなっています。

金澤委員 普通の家庭と違って、工場、商店については厳しくやっていますよと言っていたらよかったですけれども、それでお聞きしたいのは、やっぱり倒産とか任意整理等で会社自体がもうなくなってしまって、水道を含めた債務だけが残ってしまう状態が、平成21年度とか22年度、多かったのではないかなというふうにも考えられるのですけれども、その点についての分析の数字をお持ちですか。

水道経営課長 実際に私どものほうで今数字をとらえているかと言われると、数字はとらえていません。ただ、裁判所等から、破産をして、弁護士ですか、破産管財人とか、そういったところからこういった形で債務ありますかというふうな調査は来ますので、それについては私どものほうでちょっと件数で出していないけれども、そういったことはあります。

金澤委員 要するに何が言いたいかといいますと、まず一つは、この表、決算報告資料については、不納欠損、つまり会社であれば、もう倒産した時点で請求できないわけですよ、正直言って、これは株式会社等であれば。となると、その不納欠損の状況が報告ないのですよね。不納欠損処理をしました、幾らしましたという数字がありますか、どこかに載っていますか。

水道経営課長 金澤議員さんのおっしゃるとおり、この中には確かに不納欠損何件、幾らというふうなことは載っていません。ですから、おっしゃられるとおり、議員さん方にはその数字についてはわからないような状況になっています、この中では。

金澤委員 それなぜ今言うかといいますと、実際新聞紙上で、どこでしたか、ある市議会で、不納欠損の処理について、たしか下水道会計だったと思うのですが、決算不認定というのが出ているのはご存じですよ。それ不納欠損の処理の仕方がちょっと議会の説明が不十分だったということで、議会、決算不認定になっているわけです。水道会計についても、やはり今後事業報告、決算報告については不納欠損した件数、金額等、数字は出していただきたいというふうにお願いしたいのですが、その点、いかがですか。

水道経営課長 もうこれは、議員の皆様方にその内容がわかるような形で今後掲載をしていくような形をとりたいと思っています。

金澤委員 お願いします。

あと最後に1点なのですが、先ほど石田委員のほうからもあったように、正直言って水道部だけで徴収、未収金の回収というのは、これは容易なことではないですよ。また、今かなり人員も減ってきている中で、それにとられる負担増、それに係る負担増って、やっぱり大きいと思うのです。お聞きしたいのは、税の徴収と、水道は使用料金ですよ。この水道料金の徴収を税の徴収のほうに委託するということは、これは法律上、不可能ですか。

水道経営課長 済みません。ちょっと勉強不足でわかりませんが、可能か、不可能かということとはちょっとわかりませんが、この中で、例えば水道について、一般会計のほうで私

どものほうの駆り出すことについてどういうふうなことかわかりませんが、委託というふうなことになる、やっぱりそこに費用が発生するわけですね。本来、私どものほう、庁舎を借りている部分についても使用料払っていると同じように。それから考えますと、それはやはり別なのかなと。要は、委託というふうなことをしたときの費用対効果のことを言ってしまうと、私どものほうは金をとりに行くのにお金を使うのも当たり前だというふうなこともなるかもしれませんが、委託をすること、費用がかかるものであれば、それはできませんし、また税の徴収とあわせてといったことになったときに、今度水道料金の徴収をするに当たってのいろいろ担当者等の説明、その辺もまたわからない部分もありますので、その辺については今後の課題としては必要なかなとも思いますけれども、今時点ではちょっとそういうことを考えていません。

金澤委員 委員長、お願いがあるのですけれども、ちょっとこれについては一回、ちょっと時間もあるので、暫時休憩していただいて、その間に税の徴収と一緒に委託すること自体が法律的に不可能なのか、可能なかだけでも、ちょっと聞いていただくことができないでしょうか。それで、私、もう一回、審議含めて審査意見変わってきますので、お願いしたいというふうに思います。

というのは、正直言って、不納欠損、金額少なかった時代はまだいいのですけれども、これだけ700万円だとか500万円、未収金が上がってきたときに、今、委託するとお金かかると言うけれども、皆さんが回っているだけでも、それでも給料払っているわけですから、それはお金が発生しているのですよ、見えないお金が。もしそれが要らないということであれば、その分、職員削減できるわけですから。それも含めて、ちょっとその点について、まず法律的に可能なかどうかだけでも、休憩時間中に確認していただければと思うのですが、いかがでしょうか、委員長。

委員長 どうですか。出ますか、結論的には。出そうなら休憩しますけれども、出なかった場合は、このまま継続して、後ほど何かの機会で行っていただく。

ここで休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

水道経営課長 そうしましたら、日本水道協会のほうにその辺をちょっと確認させていただく時間とっていただいてもよろしいですか。

委員長 すぐ出るの。

水道経営課長 日本水道協会のほうでその回答がすぐ出るかどうかは、ちょっとわかりませんが

も、まず、日本水道協会のほうに確認だけはしてみたいと思っています。

委員長 ここで休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時26分 再開

委員長 会議を再開いたします。

水道経営課長 申しわけございません。今、日本水道協会のほうに問い合わせはしているのですが、やはりすぐにはちょっと答えが出ないというふうなことで、今調査をしていただいております。

それと、こちらの資料については未収額の調べとなっておりますけれども、実際の不納欠損をさせていただいた金額が、先ほどおわかりにならないということで、その金額をちょっとお話しさせていただきたいと思います。不納欠損の金額につきましては、平成22年度につきまして128万8,827円というふうな数字でございます。それと、この調定の件数、この調定件数でいくと380件で128万8,827円というふうな数字になります。

委員長 今、事務局で答弁いただいたのですが、ちょっと時間がかかるという、日本水道協会。その件は後ほどヒアリングか何かでやるか、それともほかのことでやるか、それは個人。委員会で資料も出ないですよ、そういうの。出ますか。

〔(報告してもらえば……) と言う人あり〕

委員長 報告だけでね。それができるか、できないだけの報告だけでもいいと思うのですけれども。あとは金澤議員のほうで水道部と個々にやってもらう、ヒアリングの中でも大丈夫だと思うのですが。

水道経営課長 当然私どものほう、日本水道協会に急いで調べてもらうような形はとっていますけれども、きょう中かどうか、今そのことについてはちょっとわかりませんが、ただ、それは急いでいただいていることは事実でございます。

金澤委員 急な話でもありますし、もしきょう中に出していただけるということであれば、会派としては、それは審査意見なら審査意見の公明党の案という形の中に入れさせて、あした追加という形で入れさせていただきますし、もし間に合わないということであれば、また改めて今後検討課題として上げていただきたいというふうにしたいというふうに思います。

委員長 では、努力をしてもらおうということでお願いします。

ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、議案第87号 平成22年度入間市水道事業会計決算認定についての質疑を終結いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告いたします。

次会は、11月2日、協議会終了後、一般会計、特別会計並びに水道事業会計についての討論、採決を行います。

△ 散会の宣告（午前11時29分）

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 金子俊雄